

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、地方教育行政機関の組織及び活動の状況についての基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の実施期日

平成23年5月1日現在とする。

## 3 調査の対象

この調査は、都道府県及び市町村（特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合の組合を含む。以下同じ。）の教育委員会を対象とする。

| 調査対象の教育委員会    | 平成23年度 |
|---------------|--------|
| 都道府県教育委員会     | 47     |
| 市町村教育委員会      | 1,831  |
| 市教育委員会        | 786    |
| 特別区教育委員会      | 23     |
| 町教育委員会        | 750    |
| 村教育委員会        | 183    |
| 全部教育事務組合(注1)  | —      |
| 一部教育事務組合(注2)  | 86     |
| 共同設置教育委員会(注3) | 1      |
| 広域連合教育委員会(注4) | 2      |

- (注)1 地方自治法第284条第2項の規定に基づいて設置された一部事務組合のうち、教育事務の全部を共同処理する市町村の組合。  
2 地方自治法第284条第2項の規定に基づいて設置された一部事務組合のうち、教育事務の一部を共同処理する市町村の組合。  
3 地方自治法第252条の7第1項の規定に基づいて、市町村が共同設置する教育委員会。  
4 地方自治法第284条第3項で定める教育事務の一部を広域にわたり処理する教育委員会。

## 4 調査事項

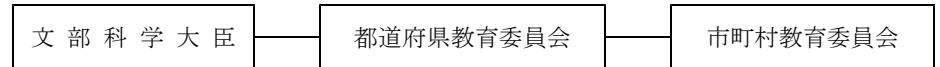
次の事項を調査する。

- (1) 教育委員会の類型
- (2) 教育委員の性別、年齢、職業、履歴及び報酬
- (3) 教育長の性別、年齢、履歴及び給与
- (4) 事務局の本務職員数

## 5 調査方法

- (1) 調査系統

調査系統は次のとおりとする。



- (2) 調査票等の配布及び提出

- ① 文部科学大臣は都道府県教育委員会に対しては直接に、市町村教育委員会に対しては都道府県教育委員会を通じて調査票を配付する。
- ② 市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の指定した期日までに調査票を都道府県教育委員会に提出する。
- ③ 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された調査票及び自ら作成した調査票を平成23年7月31日までに文部科学大臣に提出する。  
ただし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を鑑み、岩手県、宮城県、福島県については平成23年11月15日までに提出するものとする。